

「スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>（案）」に寄せられた御意見とスポーツ庁の考え方

資料1

【実施期間】 令和元年6月25日 ～ 令和元年7月11日（17日間）

【意見総数】 43件 20団体・個人（NF 1、一般スポーツ団体 8、個人 11）

【意見内訳】（全体）15、（原則1）10、（原則2）3、（原則3）7、（原則4）4、（原則5）2、（原則6）2

番号	該当箇所	御意見	御意見に関する考え方	分類
1	全体	<p>スポーツ団体におけるガバナンスの強化の必要性に関しては異論ございません。弊協会是一般社団法人であり、属する会員として220の大学、34の競技団体が存在します。</p> <p>今回の「スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>（案）」に関しまして、対象とされる一般スポーツ団体の定義を明示していただきたい。「一般社団法人大学スポーツ協会」が対象であれば、その会員である「大学」「競技団体」はどのような扱いになるのか？ご回答願います。</p>	<p>本ガバナンスコード（案）が対象とするスポーツ団体とは、「スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体」（スポーツ基本法第2条第2項）です。</p> <p>一般社団法人大学スポーツ協会については、定款上、大学スポーツの総合的な振興等を掲げていることから、本ガバナンスコード（案）が対象とするスポーツ団体に該当するものと考えられます。</p> <p>一般社団法人大学スポーツ協会の会員については、一般論としていえば、「大学」は対象とならず、「競技団体」は対象となると考えます。また、例えば大学における個々の運動部については、学生自らがスポーツを行うために自主的に組織するものであり、「スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体」には該当しないものと考えられます。</p> <p>なお、中学校・高等学校の運動部活動については、学校教育の一環として位置付けられる活動であるため、本ガバナンスコード（案）が対象とする「スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体」には該当しないものと考えられます。</p>	一般スポーツ団体
2	全体	<ul style="list-style-type: none"> ・一般スポーツ団体向けの原則の6つについては、法人格を持っているものとして必要なものばかりと思う。 ・都道府県体育協会は「一般スポーツ団体向け」が適用になると考えてよいのか。第7回の資料を見ると「NFコードより易しく、一般コードより厳しく」となっている。どちらが適用されるのか、方向性が変わってきている。 ・「一般スポーツ団体向け」の案が出ているが、NFように説明会はないのか。 ・日本スポーツ協会から市町村体育協会やスポーツ少年団等に適用になるから周知しろと言っているが、説明会もなく適用になる団体についても説明もなく、いきなり周知はおかしくはないか。一般スポーツ団体向けについて、都道府県体育協会や市町村体育協会、地域競技団体以外、どのようなスポーツ団体が含まれるかは、今後の検討と聞いた。 ・市町村体育協会やスポーツ少年団等の適用になるのなら、意見聴取をすべきではないか。 ・制定に向けて、今後のスケジュールについて教えて欲しい。また、都道府県体育協会等への説明会は実施されるのかどうか。 	<p>都道府県体育・スポーツ協会に対するスポーツ団体ガバナンスコードの適用については、日本スポーツ協会加盟団体規程第12条第1項において「加盟都道府県体育・スポーツ協会及び加盟関係スポーツ団体は、スポーツ団体として適正な組織運営等を行うため、スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>において、当該団体の性格上必要ないと本協会が認めるものを除き、遵守することに努めるとともに、その適合状況について自己説明及び公表を年1回実施しなければならない。」と定められているものと承知しています。</p> <p>また、本ガバナンスコードについては本年8月頃を目途に策定予定としているところであり、今後、日本スポーツ協会とも連携しながら、本ガバナンスコードの趣旨等について説明・周知を行ってまいりたいと考えています。</p>	一般スポーツ団体

番号	該当箇所	御意見	御意見に関する考え方	分類
3	全体	意見書など記載されても、精査する事が時間が掛かりすぎる為、まずは、指導者協議会を通じてガバナンスの研修を各県2名参加ずつ参加して頂き、このガバナンスに基づいた、講義を行って頂き、各県代表の方が、県単位又は市町単位まで裾野を広げて、指導者の方々への指導教育が必要と思います。もっとも子供達の人生を左右される事になりかねない事になるのではないかと、自分の子供として接し、丁寧な指導が必要と思われる。現場主義に徹し、検討を行う必要があります。 また会議を催される場合は、全ての指導者に意見を聞き、それを纏めて頂き、指導者協議会で精査して頂きたい。現在の指導者協議会からは、本部から指示がでてからしか活動しない、これでは、会議に出席する意味がありません、良い方向へ導く、指導者の意見を聞きながら、本部としてどの様に纏め発展の為の対策を講じる必要があるのでは、ないかと思われるが、現場を良く観察する必要がありますよ。	頂いた御意見については、今後の施策を遂行する上で参考にさせていただきます。	個人
4	全体	意見募集期間が17日間と短いのは、スポーツ団体のガバナンスが重要な問題ではないから、期間を短く設定しても問題はないだろう、ということなのでしょうか。 任意の意見募集とはいえ、他省庁と比較しても短く期限が設定されているご理由をパブコメの回答で頂戴できますと幸いです。	本ガバナンスコード（案）は、行政手続法に基づき意見公募手続が求められる命令等に該当するものではありませんが、その重要性に鑑み、「任意の意見募集」として実施したものです。意見募集の期間については、意見募集対象の重要性の度合いに応じたものではなく、スポーツ審議会の審議日程等に鑑み設定したものです。なお、今回は先に実施した「スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>（案）」と同等程度の期間を設定しました。	個人
5	全体	法人格を有する団体は適用される法令は遵守しており役員等の体制も整備しています。コンプライアンス教育に関して、弁護士の先生に依頼し実施しております。中・高・大・社会人等に向けて年1回以上は研修会、講習会等で実施しています。財務・経理の処理を適切に行い公正な会計原則を遵守してしており、第4回理事会で随時報告しております。会計処理は経理担当→理事会→監査→税理士で行っております。組織運営に関わる情報の開示についてはホームページで必要関係文書を開示しております。	—	一般スポーツ団体
6	全体	「スポーツ団体ガバナンスコード」の表題に反対です。 スポーツ基本法第5条第2項のスポーツ団体は、スポーツの振興のための事業を適正に行うため、その運営の透明性の確保を図るとともに、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成するよう努めるものとするの法を根拠にしてこの案が策定されていると考えますが、法には、ガバナンスコードという用語は登場しません。 法の用例に従って、ガバナンスコードではなく、「遵守すべき基準の解説」としてほしく要請します。	スポーツ審議会への諮問「スポーツ団体ガバナンスコードの策定について」に基づきこれまで審議が進められきたことから、「スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>」として策定することを考えています。なお、中央競技団体向けについては既にスポーツ庁において「スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>」として決定したところです。	個人

番号	該当箇所	御意見	御意見に関する考え方	分類
7	全体	<p>当協会におきましては、今年5月に「ガバナンスコード担当部会」を立ち上げ、ガバナンスコード推進に向けての体制を整えたところです。</p> <p>昨今のガバナンスコードに関する話題を見ますと、各団体における女性比率の増加ばかりが謳われ、本来の意味合いから少しずれているようにも思われます。団体あるいはそこに属する個人の暴走、法律・社会通念に反する行為を排除することにより、風通しの良い、誰もが参加し易い体制作りをするのがガバナンスコードであると理解しております。女性も含め、誰もが参加し易い体制にすることにより、結果として女性の比率が増えるのが望ましい状態であると考えます。</p> <p>当協会では、団体としての体制作りと合わせて、女性・男性を問わず人間作りも進めてまいります。また、役員定年制、継続任期数の制限等については、一律に管理することは組織の弱体化につながる恐れがあります。打開策として、特定役職を設ける等も検討し、組織の弱体化防止を進めてまいります。</p> <p>以上、ガバナンスコードを推進することにより、風通しの良い、また力強い、調和の取れた組織作りを進めてまいります所存であります。</p>	-	一般スポーツ団体
8	全体	<ul style="list-style-type: none"> ・「が求められる。」と記述している部分が散見される。一般的な文章なら「が求められる。そのため、◎◎◎を実施する。」など、求められていることに対して、それを実現するために、実施すべき（取組むべき）行為を記述すると思われる。しかし、その部分の記述がない。ここでの「が求められる。」との記述は、求められているから、何か取り組みをした方がよい（努力義務）という意味なのか、それとも求められるから実施しなければならないもの（必義務）なのか、この言葉の意図するものは何か、見解をお示しいただきたい。 ・「望まれる。」と記述している部分が散見される。「望まれる」とは「そうあってほしいというさま」であることから、この表現の部分については、努力義務ではなく、各スポーツ団体に対して、その様になって欲しいという期待的な表現であると解してよいのか、それとも望まれているのだから、何か行動を起こした方がよい（努力義務）という意味か。もし意図する意味が有るのであれば、ご見解をお示しいただきたい。 	<p>本ガバナンスコード（案）は、一般スポーツ団体が適正なガバナンスを確保するために必要と考えられる組織運営上の原則・規範を示すものであり、各団体に対し義務を課すものではありません。各原則や補足説明に示された事項への対応が難しい場合には、改善に向けた今後の具体的な方策、見通し及び達成の目標時期を示すことが望まれます。</p> <p>各原則の【補足説明】の御指摘の表現については、規範としての重要性がより高いものを「求められる」とし、その重要性がより低いものを「望まれる」としたものです。</p>	個人

番号	該当箇所	御意見	御意見に関する考え方	分類
9	全体	<p>2 財政力・人材力の脆弱な団体に対する支援策について</p> <p>N Fも財政力・人材など、千差万別であったが、N F以外のその他のスポーツ団体は、それ以上に千差万別で、財政力が脆弱で、人材の不足している団体が多い。そのため、</p> <p>一 法人化への支援について</p> <p>現在法人化されていない地方のスポーツ団体に対して、法人化に伴う経費への補助（支援）と、法人化に伴う手続き等への支援が不可欠である。支援策として、例えば、団体の求めに応じて専門家を派遣するなどの事業を立上げる、あるいはその拡充（一部実施している統括団体もあるので）をする。法人化を推進していく仕組みをスポーツ庁としても鋭意、取り組んでいただきたい。（意見）</p> <p>二 コンプライアンスやガバナンスなどの支援</p> <p>小規模の団体等では、個人的に関わっている役員・指導者などが多いため、財政的な制約や時間的な制約がある。このため、国やJ S P O等の統括団体が、コンプライアンスやガバナンスを学ぶための動画や、イラストなどを多用した分かりやすいテキスト（小冊子）などを作成し、統括団体等のホームページにアップするとともに、スポーツ団体の役員や指導者にテキストを無料配布し、徹底を図る必要があると考える。</p> <p>また、公認スポーツ指導者については、4年ごとに更新することになっているが、その更新時にコンプライアンスに関するテキストを無料で配布して周知をすべきと考える。なお、役員や指導者へのテキストは、更新時などの講習テキストの様な文字で学ぶのではなく、感覚的に学ぶことが出来き、持ち運びが出来る様なテキストにしていれば、活用度がアップすると考える。</p> <p>また、各団体でコンプライアンス（スポーツインテグリティ）に関する講習会を実施する場合は、（公財）日本スポーツ仲裁機構やJ S P O、J S Cなどの統括団体が、無償で講師などを派遣する仕組みも必要と考える。</p> <p>さらに、セクハラやパワハラなどについては、J S A AやJ S P O等の統括団体やN Fなどが、各競技などで発生した事例を、事例集などとして提供することはできないか。できれば工事現場などで実施しているK Y事例集やヒヤリハット集の様なものをスポーツ団体バージョンのスポーツ団体ハラスメント事例集のようなものがあると、実際に発生した事例だけではなく、潜在的な事象についても学ぶことができる。各団体でその競技の事例にあったものを活用してといっても、なかなか事例として取り上げることが出来ないと考ええる。</p>	<p>頂いた御意見については、今後の施策を遂行する上で参考にさせていただきます。</p>	個人
10	全体	<p>今回のガバナンスコードの法的位置付けを教えてください。指針のようなもので法的拘束力はないと考えてよろしいのでしょうか？</p>	<p>本ガバナンスコード（案）は、文部科学省組織令第91条第1号「一次に掲げる事項に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。」の口に掲げる「スポーツ団体の事業の適正かつ円滑な実施の促進」に基づき作成しているものです。よって、法的拘束力はありません。</p>	個人

番号	該当箇所	御意見	御意見に関する考え方	分類
11	全体	2025年に向けて難しいところもありますが、努力してまいります。	—	NF
12	全体	<ul style="list-style-type: none"> ・本件の意見募集期間を30日未満としたのは、なぜですか？ ・2ページの6行目から8行目の「読点」は、他の箇所と同様に「コンマ」で記載したほうがよいと思います。 	<p>本ガバナンスコード（案）は、行政手続法に基づき意見公募手続が求められる命令等に該当するものではなく、その重要性に鑑み、「任意の意見募集」として実施したものであり、意見募集の期間についての定めがあるものではありません。今回の意見募集の期間については、スポーツ審議会の審議日程等に鑑み設定したものです。なお、今回は先に実施した「スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞（案）」と同等程度の期間を設定しました。</p> <p>また、修正意見については、御指摘のとおり修正いたします。</p>	個人
13	全体	<p>・このガバナンスコードは、市町村体育・スポーツ協会をはじめ、スポーツ少年団単位団や総合型地域スポーツクラブ等のスポーツ団体全般に対して制定されるものである。中央から地方の下々の団体に行くにつれ、団体の規模は小さくなるため、それらの団体（現実に、そこを支えている少人数のボランティアの方々等）の負担増にならないよう対応策（サポート等）を検討しておいて頂きたい。「策定→運用」という過程の中で、内容を正しく理解する機会を設け、段階的に説明を加えながら進めていくことが大切ではないか。内容をきちんと理解してから運用しないと、期待している効果は得られないと思う。スポーツ・インテグリティについては、昨今情報が多く取り上げられてきているが、スポーツ活動の現場当事者においては、ガバナンス・コンプライアンス等の理解度、そしてそれを理解する機会について、まだ不十分（格差がある）であると感じている。</p>	<p>頂いた御意見については、今後の施策を遂行する上で参考にさせていただきます。</p>	個人

番号	該当箇所	御意見	御意見に関する考え方	分類
14	全体	<p>事の本質は、運営団体にガバナンスコードが効いていないから問題があるのではなく、団体の運営が一部の人の献身的な努力によって支えられている状態に問題がある、という事を認識するべきではないかと思う。我が国における社会環境や、スポーツ団体の運営の実態が全く理解されていないと感じる。</p> <p>日本の現在の社会環境や社会情勢において、ボランティアという特定の人材が運営を担わなければ機能しない状況を根本的に解決することが先である。公益性が高い、との認識があるのであれば、少なくとも、各都道府県市区町村の体育協会（スポーツ協会）が、法人化されていない各競技団体の事務局機能を担当する（国を初めとする行政機関が人的財政的な責任を負う）ことでもしなければ、これからの人口減少社会では、競技団体の持続可能性は確保できない。</p> <p>スポーツ競技団体のように、誰かがやらなければ、国体など一定の行政事業が成り立たないような活動は、もはや「ボランティア」では成立し得ないこと、それに対して国を始め行政機関はどう対策するのか。現在の状況を改善しないままでは、このコードは机上の空論となってしまう。</p> <p>このガバナンスコードを否定しないが、このガバナンスコードで運営する地域スポーツ団体を、ボランティアでは無く行政が財政的に担保する仕事として位置づけることが必要ではないかと思う。さらに、それを統括する中央競技団体に対しても、国の進める働き方改革を踏まえ、基準となる業務範囲及び業務量を示し、標準事務組織を規定し、それに見合う標準人件費をサポートする等の対策が必要ではないか。</p>	<p>頂いた御意見については、今後の施策を遂行する上で参考にさせていただきます。</p>	個人

番号	該当箇所	御意見	御意見に関する考え方	分類
15	全体	<p>日本のプロ野球に関しては、本組織（日本プロフェッショナル野球組織）が、プロ野球をわが国の不朽の国技として社会の文化的公共財とすべく、他のプロスポーツの先駆けてコンプライアンス意識を徹底し、自律・自営的にガバナンス体制を整備・発展させてきた独自の歴史がある。</p> <p>本組織としては、歴史的経緯を踏まえつつ、社会情勢や社会通念の変化にも十分目を配りながら、プロ野球界のガバナンス体制について、引き続き、充実・改良を重ねる所存である。その一環として、プロ野球事業の社会的影響力等にも鑑み、今後、そのガバナンス体制に関して、これまでに獲得した知見・経験を基に、プロ野球固有の魅力や個性をより良く発揮・成長させることができる独自の原則・規範を新しく策定することも含め、積極的に検討を進めていく予定である。</p> <p>なお、本年6月18日にスポーツ審議会において公表された「スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>（案）」（以下「本案」という。）の策定過程と内容に関して、本組織としての見解を以下に付言する。</p> <p>スポーツ基本法はその基本理念（第2条）において、自主性と自律性をうたっており、自律的・自営的にガバナンス体制を整備・発展させてきた本組織の取組はまさに法の基本理念に沿うものである。</p> <p>他方、スポーツ審議会では、スポーツ団体ガバナンスコードについて、中央競技団体に限らずプロ野球等のプロスポーツ団体に適用されることが当然であるかのような議論が交わされた（本年1月31日第13回スポーツ審議会）後、同審議会のインテグリティ部会が本案を公表するに至っている。その結果、本案とともに公表された「スポーツ団体ガバナンスコードの適用対象等に関する考え方」で、プロ野球も適用対象として協力依頼されるスポーツ団体の一つとして例示されているところ、本組織は、本案の審議過程においてヒアリングその他何ら関与の機会を与えられていないことから、審議の内容や経過の詳細についてあずかり知らないところである。仮に、本組織のように一切の公的な助成や支援を受けておらず、かつ、自主的・自律的に健全なガバナンス体制の構築・改善に努めてきた歴史を有する組織・団体までも含めてスポーツ団体一般に広く適用されるガバナンスコードを策定するというのであれば、その枠組み・内容は、公的な助成や支援を受けているか否かも含めて成り立ちや性質が全く異なる様々なスポーツ団体一般に共通して必須と考えられる必要最低限の事項に止めたい。他方、スポーツ基本法第2条が定める基本理念に基づきそれぞれのスポーツ団体・スポーツ事業が健全な自主性・自律性を十分に発揮し得る柔軟なものとするべきである。</p>	<p>本ガバナンスコード（案）の原則1～原則5は、法人格の有無、法人形態、規模、業務内容、公的助成の受給の有無やガバナンスの確保に係るこれまでの取組等において、スポーツ団体が極めて多種多様であることを踏まえて、適正なガバナンスを確保するために共通的に求められる事項を示したものです。</p> <p>また、原則6では、「組織の人的・財政的規模や業務内容等に鑑み、社会的影響力が大きく、NFと同等のレベルのガバナンスを確保することが求められると自ら判断する一般スポーツ団体にあつては、自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード<NF向け>の個別の規定についても、その遵守状況について自己説明及び公表を行うことが求められる」とした上で、「その際、（中略）独自の原則・規範を自ら定めることも考えられる」としており、スポーツ団体の自主性・自律性を発揮し得るものとしているところです。</p>	一般スポーツ団体
16	原則1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4ページの補足説明の2行目「法令等」が、前段の枠内の2行目「法令」と文言が異なるのは、何を意味しているのですか？ ・ 4ページの補足説明の4行目「（以下「一般社団・財団法人法」という。）」は削除したほうがよいと思います。後段に本略称の記載が見当たらないから。（同6行目「（以下「公益法人認定法」という。）」についても同様。） 	御指摘の箇所につきましては、「等」の内容が不明確であったため、削除します。また、法律の略称についても、御指摘のとおり、削除します。	個人

番号	該当箇所	御意見	御意見に関する考え方	分類
17	原則1	(1) はガバナンスに規定するまでもなく、公益・一般・NPOの法人格を有する団体については、それを所管する部署（国・都道府県）において、関連書類の提出・公表・監査などを実施している。そのため(1)と(3)は原則1の「法令等……事業運営を行うべきである。」の最初に主語の「団体は、」と記述することで十分ではないか。	団体運営に関する法令と事業運営に関する法令の遵守について書き分けた上で、団体運営については法人格を有する団体と法人格を有しない団体について書き分けたことにより、このような構成となっているものです。	個人
18	原則1	・(2)は、このガバナンスコードの適用範囲の問題があると考え。例えば、スポーツ少年団の単位団の様な極小団体にも適用するとなれば、個人の善意の努力により運営されている面もあるため、団体としての権利義務関係の明確化は難しいと考える。 ・(2)なお書きの部分について、都道府県の地区体育・スポーツ協会（区市町村の協会）でも、現行、法人格を有していない団体もある状況であり、さらにその下部組織（各競技団体が中心）は言うに及ばずの状況である。現在、各地区にジュニア育成・シニアスポーツ振興のために、各地区に公金を支出している。このため、なお書きの「可能な限り早期」のというどれぐらいのスパンを考えているのか。期間によっては、各スポーツ団体に大きな負担と混乱を招くことになる。その場合、何か支援策を検討しているのか。 ・(4)については、地方の競技団体の中には法人格を有していないところ、小規模で役員のみなり手にも苦慮している団体も有ると聞く。このため、各団体の実情を見極めた上でソフトランディングさせることが必要である。定年制や女性役員比率などは団体の状況に応じての努力義務として円滑に進めていくようにすべきである。	本ガバナンスコード（案）は、一般スポーツ団体が適正なガバナンスを確保するために必要と考えられる組織運営上の原則・規範を示すものであり、各団体に対し義務を課すものではありません。各原則や補足説明に示された事項への対応が難しい場合には、改善に向けた今後の具体的な方策、見通し及び達成の目標時期を示すことが望まれます。 単位スポーツ少年団については、日本スポーツ協会作成のガイドブック「スポーツ少年団とは」（平成24年1月）の中で「単位スポーツ少年団規約の参考例」が示されているところであり、この中においても権利義務関係の明確化は重要であるとされています。 また、法人格の取得については、特に具体的な期間の定めはございません。	個人
19	原則1	【補足説明】－「(2)について」 「・法人格を有しないとしても、団体としての権利義務関係を明確化する観点から、以下の点に取り組むことが求められる。」 →「…、以下の点に取り組む、規約等で明文化することが求められる。」と修正してください。 (理由) ・規約等があっても、(1)(2)（案ではそれぞれ丸付き数字、以下同）の点が明文化されていない団体も少なくありません。 ・現時点で規約等がなく、法人格の取得が諸事情で困難な団体であっても、規約を設けることは、適切なガバナンスを継続的に行うために、大変重要です。	該当部分については、規約等の有無にかかわらず、実施されることが重要であると考えます。	個人

番号	該当箇所	御意見	御意見に関する考え方	分類
20	原則1	当連盟は、法人格を有しない一般スポーツ団体です。 スポーツ団体がガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>(案)に定められた諸原則は、今後前向きに進めていかなければいけない重要な課題だと認識しております。そのなかで、原則1【補足説明】(2)について 「② 個人名義の口座で財産の管理・運営を行うのではなく、団体名義の口座を用い、財産を分別して管理・運営すること」につきましては、金融機関は、法人格を有しない一般スポーツ団体に対して団体名義の口座を開設することを拒んでいる現状があります。例えば県体協が認める一定の書式を持参する団体には団体名義の口座を開設することが出来る、というような制度をつくっていただけないでしょうか？	原則1【補足説明】「(2)について」中の当該箇所につきましては、御意見を踏まえ、「団体名義の口座」ではなく、「団体活動のための専用口座」を用いる旨の記述に修正いたします。	一般スポーツ 団体
21	原則1	原則1(2)について ・法人格を有しない一般スポーツ団体において、団体内部の規約等を定めている場合には、当該規約等を遵守し、適正に団体運営を行うことが求められる。 ・法人格を有しないとしても、の中で、②に個人名義の口座で財産の管理・運営を行うのではなく、団体名義の口座を用い、財産を分別して管理・運営することとありますが、非営利のスポーツ団体でもネットバンキング料金が発生し、金額が高いため対応出来ません。政府から金融機関に非営利のスポーツ団体は個人向け同様に無料で対応するように御指導をお願いします。ATMへ行かないと残高、入金確認及び振込ができないと事務局の負担がとて重くなります。	原則1【補足説明】「(2)について」中の当該箇所につきましては、御意見を踏まえ、「団体名義の口座」ではなく、「団体活動のための専用口座」を用いる旨の記述に修正いたします。	個人
22	原則1	原則1(2) 丸の2の法人格のない任意団体が口座を開設するに当たっては、銀行により、規約や役員名簿、計画書、任意団体の印鑑などが必要になる。ある程度の規模の団体であれば可能であるが、スポーツ少年団の単位団などは、これらを揃えること自体難しく、また経費も掛かることになる。もし求めるのであれば、スポーツ少年団単位団については、日本スポーツ少年団本部から、これらを整備するための支援を行う必要があると考える。例えば、ガバナンスコードを推進するための財政的支援及び口座開設のマニュアル及び各銀行などへの周知などである。	原則1【補足説明】「(2)について」中の当該箇所につきましては、御意見を踏まえ、「団体名義の口座」ではなく、「団体活動のための専用口座」を用いる旨の記述に修正いたします。	個人

番号	該当箇所	御意見	御意見に関する考え方	分類
23	原則1	<p>第2章 ガバナンスコードの規定及び解説【補足説明】(2)のなかの「・なお、権利義務関係を明確化し、適正なガバナンスを確保する観点から、少なくとも公的助成を受給する団体においては、可能な限り早期に法人格の取得に取り組むことが求められる。」につきましては、当連盟は、会費収入が年28万円で、ほぼ全額を団体の維持と活性化のための事業活動に使用し、毎年県体育協会より公的助成金（いわゆる強化費）の支給を受けて運営管理している選手強化事業については全額対象選手の強化に使用することを目的とした事業です。これも公的助成による事業と言えますが、その運用のために法人化しなければいけないということでしたら、法人を継続するための年間のランニングコスト（法人税）だけで本来の会費収入の1/3程度を使うこととなり、団体としての本来の事業展開が著しく困難になります。</p> <p>われわれのような団体は全国に多数あると思われるので、一律に法人格取得ということではなく、体制としてガバナンスコードを整えることで、法人格は有しないが限りなく法人に近いがスポーツ団体という方向性、指針を打ち出せないかご一考お願いいたします。</p>	<p>法人税は法人の一定の収益事業による所得（収益一経費）に対して課税されるものと承知しており、法人化した場合であっても、御指摘のような状況にはならないものと考えます。</p>	一般スポーツ団体
24	原則1	<p>【補足説明】－「(2)について」</p> <p>「(1) 団体としての組織を備え、多数決の原理が行われ、構成員の変更があったとしても団体が存続し、代表の決定方法や財産の管理等の団体としての主要な事項を確定させること」</p> <p>→「(1) …団体が存続し、役員等の決定方法や任期、財産の管理等の団体としての主要な事項を確定させること」と修正してください。</p> <p>(理由)</p> <p>1) 「代表」を「役員等」に置き換える理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代表だけが規約等に基づいて定められても、その他の役員等が、代表が恣意的に定められるような制度では、適切なガバナンスは行えません。 <p>2) 「任期、」を加える理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「任期」も明記することで、定期的な改選・見直しの機会を設けることになり、「役員等の新陳代謝を図る仕組み」〔(案) p5〕の一部ともなるので、付け加えることが必要です。 	<p>【補足説明】「(2)について」の該当部分については、団体としての権利義務関係を明確化する観点から、最低限必要となる主要な事項として記載しているものです。</p> <p>【補足説明】「(4)について」の該当部分については、御意見のとおり修正いたします。</p>	個人

番号	該当箇所	御意見	御意見に関する考え方	分類
		<p>【補足説明】 - 「(4) について」 <修正意見1-3> 「・具体的には、…、また、法人格を有しない一般スポーツ団体においても、代表者から構成員その他のステークホルダーに対して業務執行状況を報告する機会を設けることなどを通じて、」 において、「代表者」を「役員等」に修正してください。 (理由) ・団体の規模にもよりますが、代表者単独ですべての業務について適切な説明を行うことは実際上困難であり、会計担当者、監事、その他役職者がその責任で担当業務について適切な説明を行うのが妥当であり、かつその方がガバナンスの向上にも寄与します。 ・ちなみに、この項の2行目は「代表者」でなく「役員等」となっており、一貫性を持たせるためにも、「役員等」と修正すべきです。</p>		
25	原則1	<p>本連盟は団体規約等を遵守しており、執行部会、理事会、定期総会などを経て役員への報告や年度ごとの事業の報告、見直し等を行っております。(冊子の形で年度ごとの事業報告を行っております。) また、会計監査や仲裁委員も設けており、問題がおきた際に対応できるような措置を講じております。</p> <p>「他競技団体や、本連盟に所属していない第三者への規約や報告」などの義務があるとすればその部分の整備が求められるのかと思いますが、構成役員の人数の少なさから、上記したように運営上困ることはないと考えられるため、これ以上の業務負担は避けたいです。</p>	<p>原則1【補足説明】「(4)について」において、「法人格を有しない一般スポーツ団体においても、代表者から構成員その他のステークホルダーに対して業務執行状況を報告する機会を設けることなど」と例示しているところですが、「他競技団体や、本連盟に所属していない第三者への規約や報告」の義務はありません。</p>	一般スポーツ団体

番号	該当箇所	御意見	御意見に関する考え方	分類
26	原則2	<p>「原則2 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。」</p> <p>【補足説明】について</p> <p><修正意見2></p> <p>「その策定【や改定】に当たっては、組織運営に関わる一部の役職者のみで作業するのではなく、【構成員その他】当該一般スポーツ団体の活動に関わる多様なステークホルダーと対話し、それらの意見を反映させることが望まれる。」 <【 】内を補足してください></p> <p>(理由)</p> <p>1) 「や改定」の追加について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針をすでに持つ団体も、この「ガバナンスコード」に沿って、あるいは時代や環境の変化に対応して改定する必要がある団体もある。そうした際にも、各種ステークホルダーのとの対話による意見の反映がぜひ求められます。 <p>2) 「構成員その他」の追加について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ステークホルダー」の中には当然構成員も含まれますが、ステークホルダーの中でも最重要であり、決して見過ごされないように、明記すべきです。 ・「第2章-原則1-【補足説明】-(4)について」の第2項目では「構成員その他のステークホルダー」と明記されており、同様に明記すべきです。 	<p>「その策定に当たっては」については、基本方針を改定する場合も含まれます。</p> <p>また、「ステークホルダー」には「構成員」も含まれるものであり、当該部分は原則1【補足説明】「(4)について」と異なり、構成員に限らず広く対話することが望ましいという趣旨の記載をしているものです。</p>	個人
27	原則2	<p>「当該一般スポーツ団体の活動に関わる多様なステークホルダーと対話し、それらの意見を反映させる」というのは、理念としてはそのとおりと理解するが、実際問題としてどうするのか。その方法等を「例」でもよいかから示していただきたい。できれば、最初の「・」において公表することを求めているので、それだけで良いのではないかと考える。</p>	<p>例えば、スポーツの普及啓発のためのイベントを開催した場合に参加者から意見を聴取することなどが考えられます。</p> <p>なお、最初の「・」は、策定後の公表の必要性を示すものです。</p>	個人
28	原則2	<p>「一定の人的・財政的規模を有すると認められる団体」とは、どの程度を考えているのか。自己申告でよいのか。規模によっては、中長期基本計画などの策定は難しいのではないかと考える。計画策定のひな形、記載例などを作成し、団体の計画策定の支援をお願いしたい。</p>	<p>「一定の人的・財政的規模を有すると認められる団体」に当てはまるかどうかは、各団体において適切に自己判断していただければと考えます。</p> <p>頂いた御意見については、今後の施策を遂行する上で参考にさせていただきます。</p>	個人
29	原則3	<p>コンプライアンス教育については、都道府県単位などでのコンプライアンス研修にとどまらず、国レベルでコンプライアンス（スポーツインテグリティ）関連の研修会等を拡充し、各地域の団体の役員・指導員が参加しやすい場の提供を率先して行ってほしい。国としてガバナンスコードを策定し、それを推進・実現していくための責務があると考え</p>	<p>頂いた御意見については、今後の施策を遂行する上で参考にさせていただきます。</p>	個人

番号	該当箇所	御意見	御意見に関する考え方	分類
30	原則3	<p>「原則3」【補足説明】(1)について 「(4) (案では丸付き数字) 大会運営, 強化活動等における選手等の安全確保の徹底【や環境保護】について」 < 【 】 内を補足してください > (理由) B) 「環境保護」を補足する理由 スポーツイベントや自然環境の下でのスポーツにおいて、環境汚染・環境破壊がしばしば起きています。持続可能なスポーツ環境を維持するためには、コンプライアンスの一環として「環境保護」を明記して意識を向けておくことが欠かせません。</p>	<p>当該部分については、コンプライアンス教育の内容に関する例示として取り上げているものであり、環境保護については②の「関係法令」の中で取り扱われるものと考えます。</p>	個人
31	原則3	<p>(1) 及び (2) 共通事項について記載されている「研修資料や普及啓発のパンフレット等を作成……」については、これはまさに国や J S P O 等の統括団体が取り組むべきものとする。NF と違い財政力・人材が乏しいその他のスポーツ団体が個別に取り組むのではなく、国等で、統一的に周知徹底すべきであるとする。(意見)</p>	<p>頂いた御意見については、今後の施策を遂行する上で参考にさせていただきます。 なお、スポーツ庁では平成29年度「スポーツ界のコンプライアンス強化事業」の成果として「スポーツ団体のためのコンプライアンス・ハンドブック2018」、「スポーツ界におけるコンプライアンス強化ガイドライン」等を作成し、公表しました。</p>	個人
32	原則3	<p>[意見] 実効性のある意識改革も教育を行うために 原則3(2) 指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施すること、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を即すこと について 弊会に加入する指導者、競技者は、クラブ組織登録加入団体、個人登録一般競技者、関西学生陸上競技連盟大阪支部、大阪高体連陸上競技部、大阪中体連陸上競技部、小学生陸上運動研究協議会、大阪マスターズ陸上競技連盟で構成されている。 弊会は、公益財団法人日本陸上競技連盟に加盟し、同時に、公益財団法人大阪府スポーツ協会に加盟している。 一般に指導者、競技者の指導監督についてみると、高校生の場合クラブ活動上の指導監督は学校長が最終責任を負っており、その関係は大学、中学校、小学校においても同様の実情があるものと見込まれる。 また、会社組織のクラブにおいても会社が任命するコーチ等が担っているものと思われ、その責任は所属会社に帰属するものと見込まれる。</p>	<p>NFの地方組織等への指導・助言につきましては、スポーツ団体がガバナンスコード<中央競技団体向け>原則13において、「地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである」としているところです。頂いた御意見については、今後の施策を遂行する上で参考にさせていただきます。</p>	個人

番号	該当箇所	御意見	御意見に関する考え方	分類
		<p>よって、弊会の指導が及ぶ範囲にはおのずと制約があるところ、こうした、地域スポーツ団体の実情から、暴力行為の根絶に向けた意識改革や教育が実効性のあるものとするためには、所管庁である文部科学省や地方教育委員会との連携、指導が重要と考えます。</p> <p>また、地方教育委員会との関係が深く国体の統括も行う地域統括スポーツ協会の役割も重要と考えます。</p> <p>地方のスポーツ団体の構成からみて本指針を効果的に進めて行くためには、行動を地方スポーツ団体任せにするのではなく、それぞれの監督庁や統括団体が一義的な教育、研修事業を実施し、国も予算を投じていく。</p> <p>地方スポーツ団体は、自らもその責務は果たす必要はあるものの、まずもって、地方教育委員会、上部団体、地域統括団体が教育、研修事業を実施し、地方スポーツ団体は地方教育委員会や上部団体、地域統括団体と連携して、意識改革、教育を行っていきよう、その連携に重点を置いた指針とすべきと考えます。</p>		
33	原則3	<p>「原則3」【補足説明】について</p> <p>1) 「・コンプライアンス教育の実施に当たっては、昨今、役職員又は指導者の暴力行為やセクハラ、パワハラ等が社会的な問題となっていることに鑑み、これらの行為が決して許されないことが徹底されるよう、【人権と】暴力行為等の禁止について特に重点的に教育することが望まれる5。」</p> <p>2) (1) について「(1) (案では丸付き数字) 暴力行為, セクハラ, パワハラ【と人権】について」</p> <p>3) (2) について「(1) (案では丸付き数字) 暴力行為, セクハラ, パワハラ【と人権】について」</p> <p><それぞれ、【 】内を補足してください></p> <p>(理由)</p> <p>暴力行為やセクハラ, パワハラ等を根絶するには、それらがなぜダメであり、社会的な問題となっているかについて、だれもが無条件に持ち、犯してはならない「人権」に基づくことから説き起こして説明し、理解することが欠かせません。そのため、ここで明記が必要です。</p>	<p>当該部分は特に問題となる人権侵害行為を例示したものであり、コンプライアンス教育においてこれらの内容を取り扱うことにより、人権に関する理解も深められると考えます。</p>	個人

番号	該当箇所	御意見	御意見に関する考え方	分類
34	原則3	<p>「原則3」【補足説明】(2)について 「(2) (案では丸付き数字) 人種, 信条, 性別, 性的指向及び性自認, 社会的身分等に基づく差別の禁止について」 1) 「性的指向」と「性自認」について、ページ下の注で説明を補ってください。 (理由) ・「性的指向及び性自認」が明記されたことは、オリンピック憲章や近年の差別解消の動きを踏まえ、積極的に評価できます。しかし、これまで学校教育において、「性的指向」と「性自認」についてはほとんど教育がなされておらず、多くの人にとってなじみの薄い言葉です (特に指導者に多い中高年の人々にとって)。そのため、この「ガバナンスコード」に沿って実効的なコンプライアンス教育がなされるためには、その意味を簡潔に説明しておくことが欠かせません。 ・日本体育協会が作成した『スポーツ指導者のための倫理ガイドライン』では、「年齢、性別、性的指向 (恋愛や性愛の対象としてどのような性を求めるか) や性自認 (自分の性別に対する自己認識)、障がいの有無、国籍、文化、言語、民族、人種、宗教などの違いを理由とする、いかなる差別的な言動もしない、許さない」 (p.11) と、それぞれ () で説明を補い、実効性を高めています。 2) 「年齢、障がいの有無、国籍、文化、言語、民族」についても追加し明記してください。 (理由) ・オリンピック憲章では、「オリンピズムの根本原則」の第6として、「このオリンピッ</p>	<p>当該部分については、コンプライアンス教育の内容に関する例示として、スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>と同様の記載をしたものです。 なお、頂いた御意見については、今後の施策を遂行する上で参考にさせていただきます。</p>	個人

番号	該当箇所	御意見	御意見に関する考え方	分類
		<p>ク憲章の定める権利および自由は人種、肌の色、性別、性的指向、言語、宗教、政治的またはその他の意見、国あるいは社会的な出身、財産、出自やその他の身分などの理由による、いかなる種類の差別も受けることなく、確実に享受されなければならない。」と定めています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オリンピック憲章等もふまえ、日本体育協会が作成した『スポーツ指導者のための倫理ガイドライン』では、「年齢、性別、性的指向（恋愛や性愛の対象としてどのような性を求めるか）や性自認（自分の性別に対する自己認識）、障がいの有無、国籍、文化、言語、民族、人種、宗教などの違いを理由とする、いかなる差別的な言動もしない、許さない」（p.11）と、これらを含めて列挙しています。 ・うち、「宗教」については、「信条」に含めて考えられますが、（案）では対応する項目がありません。（「人種」と「国籍」「言語」「文化」は関連はしますが、別の概念です。） ・「年齢、障がいの有無、国籍、文化、言語、民族」については、これまでしばしば差別要因となってきた重要項目です。指導者・競技者向けに、実効的にコンプライアンス教育を行うためには、差別禁止である重要項目を、「ガバナンスコード」等で具体的に列挙説明することが欠かせません。 ・（案）では、この点に関して『スポーツ指導者のための倫理ガイドライン』から後退した説明となり、スポーツ団体や指導者に間違ったメッセージを送ることになりかねません。 ・国際的にも、日本のスポーツ団体のガバナンスは、オリンピック憲章の差別禁止の理念から後退しているという批判を受けかねず、日本のスポーツ団体への国際的イメージとしてもマイナスです。 		

番号	該当箇所	御意見	御意見に関する考え方	分類
35	原則3	<p>「原則3」【補足説明】(2)について 「(5) (案では丸付き数字) その他の違法行為について (未成年の飲酒・喫煙, 違法賭博, 交通違反・事故等)」 「未成年の飲酒・喫煙」→「20歳未満の飲酒・喫煙」と修正してください。 (説明) ・2022年に成人年齢が引き下げられますが、あわせて下記の法改正があったので、「未成年」という文言では法律に合わなくなります。それもふまえて修正が必要です。 「民法 (成年年齢関係) 改正 Q&A」 (法務省) 「民法の成年年齢が18歳に引き下げられても、お酒やたばこに関する年齢制限については、20歳のまま維持されます。」 http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00238.html#4 (注:すでに制定された、ガバナンスコード<中央競技団体:N F>向けも同様の文言になっており、すみやかに修正が必要です。)</p>	御指摘のとおり、修正いたします。	個人
36	原則4	(1)は、原則の最初の部分「公正かつ…である。」で包含していると考えるので、この部分の記述は必要なのか?	(1)については、スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>原則6中の規定と同様の記述をしたものです。	個人
37	原則4	(1)についての補足説明において、一つ目の・において、各種規程の整備を求めているが(記載から明確に定めると記載しているので、必義務と考えるが)、スポーツ少年団単位団などの法人格のない小規模な任意団体においては、規程の策定が難しいと思われる。また、任意団体における各種規程のひな形、策定した任意団体の事例などをJ S P O等の統括団体でホームページ上に示して欲しい。	頂いた御意見については、今後の施策を遂行する上で参考にさせていただきます。	個人
38	原則4	(1)について 二つ目の・に、役員等と監事の日常的な情報共有・連携体制の構築とあるが、具体的にどのような情報共有・連携体制を構築したらよいのか。もう少し、具体的に示してもらいたい。	理事会等の機会に限らず定期的な情報共有を行うことや、スポーツを実施している現場を監事が視察することなどの様々な方法が考えられます。	個人
39	原則4	(3)については、NFレベルであれば複数の職員が在籍していることが予想できるが、地域の団体では、事務所に非常勤の事務担当が経理・財務などを一人で実施しているところもある状況の中で、一つ目の・の様な「別の者が行う監査体制」、二つ目の・の様な「税理士、公認会計士等による外部監査」などは、ハードルが高すぎる。国や統括団体などが統一的に支援する仕組みを構築すべきと考える。(意見)	会計処理の属人的な取扱いを避けるため、複数の者によるチェック体制を整えることは重要であると考えます。 なお、「税理士、公認会計士等による外部監査の導入」については、必ず求められるものではない旨を明記しています。	個人

番号	該当箇所	御意見	御意見に関する考え方	分類
40	原則5	一つ目の・については、妥当な補足説明である。 二つ目の・については、「望まれる」なので、希望的観測の部分も含んでいると解釈するが、法人格の有無に関わらずという記述には無理があると考え。法人格を有している団体、あるいはそれに相当する規模の団体ならともかく、小規模な任意団体については、丸の1、2、3は難しいと考える。（意見）	本ガバナンスコード（案）は、一般スポーツ団体が適正なガバナンスを確保するために必要と考えられる組織運営上の原則・規範を示すものであり、各団体に対し義務を課すものではありません。各原則や補足説明に示された事項への対応が難しい場合には、改善に向けた今後の具体的な方策、見通し及び達成の目標時期を示すことが望まれます。	個人
41	原則5	四つ目の・については、例えばJ S P OやJ P S Aが競技別・地区別で全国のスポーツ団体の公開情報を一元管理し、国民があるスポーツ団体情報を見たいときに、検索してアクセスできるようにした方がよいのではないか。そして、それをすることで、更新が行われているか管理も出来る。（意見）	頂いた御意見については、今後の施策を遂行する上で参考にさせていただきます。	個人
42	原則6	全体内容について、今後のスポーツ団体としてのあるべき姿と認識し、方向性を共有致しました。組織全体、ステークホルダーと共に積極的に整備を進めて参ります。 原則6にて求められているよう、特にNF向けガバナンスコード原則2について、組織として規模の大小はあれど、女性理事比率、役員就任時の年齢制限等による新陳代謝を図る事の大切さを認識しております。 ただし、女性理事の比率については、現状は我々社団法人会員の役員がほとんど男性の為、その中から理事を選出する構造上、会員組織の方の改革も必要となり、時間を要すると思われまます。	—	一般スポーツ団体
43	原則6	二つ目の・の注意書き6は、NFの地方組織等については、NFからガバナンスコード（NF用）の個別の規定の適用のあり方について、指導・助言等をされると解釈してよいか。また、ここでの地方組織等とは、どのレベルの地方組織を言うのか。例えば都道府県レベル、区市町村レベル。さらに、NFの地方組織等の「等」は何を意味するのか、お伺いしたい。	中央競技団体から指導・助言が行われると考えられますが、このような指導・助言が行われない場合であっても、ガバナンスコード<中央競技団体向け>の個別の規定に関する適用の在り方について、NFの地方組織等が主体的に判断することが望まれると考えます。また、「地方組織等」は都道府県協会、都道府県連盟といった地方組織、学生連盟や年代別の関係競技団体等を指すものです。（スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>原則13【求められる理由】参照。）	個人